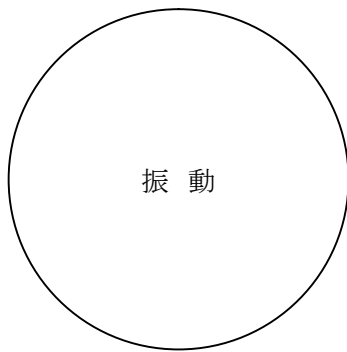
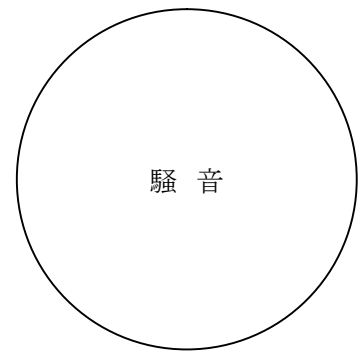




注 意 書



「特定建設作業」を伴う建設工事を施工される方は、次の事項を守り、付近の住民から、騒音・振動に伴う公害苦情がでないよう留意願います。

◎ 定められた基準の遵守

- 規制基準—これを超える騒音・振動は、改善命令等の対象となることがあります。

騒 音	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	(測定地点) 敷地境界線上 の地点
	びょう打機を使用する作業		
	さく岩機を使用する作業		
	空気圧縮機を使用する作業		
	コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業		
	バックホウを使用する作業		
	トラクターショベルを使用する作業		
	ブルドーザーを使用する作業		
振 動	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75 デシベル	(測定地点) 敷地境界線上 の地点
	鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業		
	舗装版破碎機を使用する作業		
	ブレーカー(手持ち式のものを除く。)を使用する作業		

- 防音対策の実施
工事現場の周囲に布帯・へいを設ける、機械に防音装置を取り付ける、音の距離減衰特性を利用する等によって、防音対策を十分に施す。
- 届出事項の履行
工事施工前に届け出た作業期間・時間帯・作業の休止日等を完全に履行し、付近の住民に迷惑をかけないように努める。

◎ 一般的な注意事項

- 事前の説明
建設工事を施工する前に、その工事内容等を、付近の住民に十分説明し、トラブルを起こさないように努める。
- 現場の監督の強化
特定建設作業以外の作業についても十分注意し、無用な騒音・振動を発生させないよう現場の監督等を強化する。